

Ⅸ 事故にあったとき 事故を起こしたとき

委託児童の養育途中に、事故が発生した場合、里親の義務負担を軽減するために、北海道里親会連合会会長が代表となって「里親賠償責任保険」に加入しています。

問題が発生したときには、まず児童相談所に連絡してください。

里親賠償責任保険の主な内容は次のとおりです。

1 里親およびファミリーホームの賠償責任保険とは

- (1) 里親及びファミリーホームの事業者や補助者が、過失(不注意)等で里子にケガをさせたり死亡した場合に親権者から損害賠償請求をされたときや、第三者の身体や財物に損害を与え損害賠償請求をされたときに、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いする保険です。
- (2) また里子が第三者の身体や財物に損害を与え損害賠償請求をされたときに、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いする保険です。
- (3) この保険は、賠償責任保険普通保険約款に「施設所有管理者特約」と「個人特約」を付けた保険です。

2 保険金をお支払いできない主な場合

- (1) 故意による事故
 - (2) 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任（個人賠償に限る）
 - (3) 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
 - (4) 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任
 - (5) 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
 - (6) 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた損害賠償責任
 - (7) 心神喪失に起因する損害賠償責任
 - (8) 地震、噴火またはこれらによる津波
 - (9) 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除く)、核燃料物質等による損害
 - (10) 航空機、船舶・車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ・・・など

3 万一事故が起きたら

- (1) 事故が起きたら、直ちに「事故フロー」に沿ってご連絡・ご通知ください。
- (2) 被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず（株）損害保険ジャパンの担当者をご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行って

いただきます。

また、あらかじめ（株）損害保険ジャパンの承諾を得ず示談金や賠償金をお支払いした場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

(3) 本保険では、保険会社は被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

事 故 フ ロ ー

〈事故発生から報告まで〉

【北海道里親会連合会】

事故発生

○ 事故日・事故場所・加害者・被害者・事故の原因と状況・目撃者……などの把握

《事故がおきたときの対応》

☆ 物損の場合(上記の把握のほかに)

- (1) 被害物の写真をとる。
- (2) 被害物と周辺の特徴的な建造物などとの位置関係を把握する。(室内などの場合は壁や家具などとの位置関係)
- (3) 被害物の購入先や購入年月日、購入時の価格や被害の程度など。

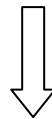
☆ 人身の場合(上記の把握のほかに)

- (1) 被害者の救助や介助、必要に応じて消防や警察への通報。
- (2) 家族や親戚などの連絡先の把握と連絡。
- (3) 症状の程度、病院名の確認。

※ 事故報告後に(株)損害保険ジャパンから、事故内容の確認のほかに上記以外に必要な物や情報の聴取について連絡があります。



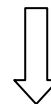
里親から単位里親会へ連絡



ファミリーホームは直接「事故報告書」で連合会へ



単位里親会から、別紙「[事故報告書](#)」で連合会へFAXする



連合会は加入を確認して(株)北海道職員互助サービスへFAXする



(株)北海道職員互助サービスは内容等を確認し、(株)損害保険ジャパンへ「事故報告書」をFAXする。

TEL : 011-281-8240 (北海道火災新種サービスセンター課)

FAX : 011-251-5894

※ 報告後は(株)損害保険ジャパンから単位里親会か加害者へ連絡します。